

議案第66号

入間市印鑑条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和元年8月29日提出

入間市長 田中龍夫

提案理由

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市印鑑条例の一部を改正する条例

入間市印鑑条例（昭和50年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「、氏名」の次に「若しくは旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第7条第1項第4号中「、氏名」の次に「（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏）」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に改め、同条第2項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を削る。

第14条第1項中「、氏名」の次に「（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏）」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に改める。

第15条第1項第3号中「氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。